

Information

事業主の皆さんへ「平成29年度償却資産申告は1月31日までに」

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方がお持ちの償却資産(その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます)には、固定資産税が課税されますので、賦課期日(毎年1月1日)現在の所有状況について、平成29年1月31日(火)までに償却資産申告書を提出してください。

例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用している場合は償却資産として課税対象となります。

なお、資産の異動がない場合についても申告は必要です。

- ◆**申告期限** 平成29年1月31日(火)
- ◆**提出先** 鬼北町役場 町民生活課

平成28年1月1日より「マイナンバー制度」が開始されました。

個人番号または法人番号を償却資産申告書へご記入いただくようご協力ください。

なりすまし防止のため、個人番号の記載のある書類を提出する際には、**本人確認と個人番号の確認が義務付けられています。**

※本人確認:運転免許証等で確認します。

※番号確認:通知カード等で確認します。

問 役場 町民生活課 資産評価係
内線2125

Information

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

【国民年金のポイント】

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れます。

【「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」】

◆「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年7月より、対象年齢が拡大されました。

◆国民年金のご相談・手続き等については下記までお問い合わせください。

- 宇和島年金事務所 国民年金課 ☎0895-22-5440
- 役場 町民生活課 保険年金係 内線 2114